

守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備に係るDB事業＜実施方針等に関する質問回答＞

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針	4	第2-5	基本設計段階から事業者の選定まで、プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）が、本事業全体の品質・工期・コスト等の管理について、発注者である市を支援することになっている。とありますが、プロジェクトマネージャーは基本設計事務所とは別に選任されるのでしょうか。	御理解の通りです。
2	実施方針_ 実施方針_ 参考資料	5_ 6_ 25	第2-5、第2-7-(1)/第2-8/概略工程表	令和5年6月の1次建設工事目的物の引渡し時は、仮使用許可での引渡しとなり、令和6年7月の底部分も含めた市庁舎建物の引渡しにおいて業務完了と思われませんが、実施設計を行った車庫棟2の完了検査に関する業務は業務範囲外という認識でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。ただし、建築基準法に基づく完了検査については、庁舎棟、車庫棟1および車庫棟2を含む敷地全体で、車庫棟2等の3次建設工事が完了する令和6年12月に実施することになります。そのため、完了検査時には、要求水準書に記載のとおり、DB事業者が行う施工業務に関する完了検査として、資料提供や立会い、その後の是正等を行ってください。
3	実施方針	5	第2-7-(1)	改修工事を除く全工事とありますが、別紙3の施工業務区域外の車庫棟2や外構工事についても設計業務範囲内という認識でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
4	実施方針	5	第2-7-(1)	設計監理は事業者では行わず、基本設計者が行うものでしょうか。	御理解の通りです。「第2-5 発注方式」に記載のとおり、基本設計を行った設計事務所が、デザイン監修、実施設計監修、施工監理を行います。
5	実施方針	5	第2-7-(1)	1期業務と2期業務の間に行われる既存庁舎解体について、6. 工期においては業務範囲外との認識と思いますが、7. 調査・実施設計業務では解体撤去工事の実施設計が業務範囲内となっています。既存庁舎解体について、実施設計までを業務内とし、解体工事中の設計監理は業務外としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。希望者に対して貸与された要求水準書（案）「第2-2 事業の概要 図表1 事業者が実施する実施設計業務および施工業務の対象」の「工事監理」の欄に記載したとおり、2次解体撤去工事に関する工事監理は、基本設計者が行います。

6	実施方針書	5	第2-7-(2)-ア	必要な一切の業務とあるが現在庁舎西側駐車場等にある、高木、中木の植栽撤去についても含まれるのでしょうか。 又、既存庁舎と市役所前通りにある高木の植え込み撤去も含まれるのでしょうか。	別紙3「施工業務区域」に含み、庁舎棟および車庫棟1等の整備に支障となるものは、御理解の通り、撤去の対象となります。
7	実施方針	6	第2-7-(3)-ア	ア コストマネジメント とありますが、DB事業者としての具体的な業務内容はなにか、ご教示願います。	希望者に対して貸与された要求水準書（案）第4-3(1)「コストマネジメント」をご参照ください。
8	実施方針	6	第2-7-(3)-エ_第2-8	指定しました、項目の中に、「関連事業」との表現がありますが、これは、別途発注工事（解体や外構工事等）や庁舎の引越し作業のことでしょうか、これら以外何かありましたら、ご教授願います。	希望者に対して貸与された要求水準書（案）第4-3(4)「関連事業との連携・調整業務」をご参照ください。
9	実施方針	6	第2-7-(3)-エ	エ 関連事業との連携・調整業務 とありますが、関連事業とは何か、具体例でご教示願います。	No8の回答をご参照ください。
10	実施方針	6	第2-7-(3)-オ	オ 資料作成等の支援業務とありますが、作成する資料の具体例をご教示願います。	希望者に対して貸与された要求水準書（案）第4-3(5)「資料作成等の支援業務」をご参照ください。
11	実施方針	6	第2-8	先行解体撤去等の施工が令和3年10月～令和3年1月頃となっておりますが、令和3年10月～令和4年1月頃ではないでしょうか。	ご指摘の通り、令和4年1月頃が正となります。入札公告時に公表する入札説明書等で、当該標記を修正して提示します。

12	実施方針	6	第2-8_瑕疵担保検査	<p>瑕疵担保期間は竣工引渡後2年（故意重過失が認められるものについては10年）という認識です。</p> <p>瑕疵担保の検査は、契約に基づき行われるものでしょうか。</p> <p>具体的にどのような検査を予定されているのかご教示いただけますか。</p> <p>また、その費用負担についてもご教示願います。</p>	<p>ご質問の瑕疵担保検査は、御理解の通り、契約に基づき実施されるものです。契約上、引き渡し後3年の検査を実施することとしていますので、市から受注者に対しての契約不適合（瑕疵）に係る請求等が可能な期間は4年として設定することを予定しています。（ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによります。）</p> <p>具体的な検査内容については現時点では未定ですが、希望者に対して貸与された要求水準書（案）第4-3(2)「瑕疵担保検査」に記載の通り、市の立ち合いのもとで適切に対応してください。</p> <p>検査の結果、引き渡された工事目的物等に対して契約不適合（瑕疵）が確認された場合には、事業者の責任および費用により当該契約不適合箇所を修補しなければならないものとします。</p>
13	実施方針	7/ 18- 23	第3-2	<p>募集および選定のスケジュールにて、令和2年12月中旬にVE提案審査結果の送付、令和3年1月中～下旬に事業提案書の受付・入札との記載があります。構造変更等の大きな変更が認められた場合、その時点から設計(作図)し、提案書や入札金額に反映することが必要となり、現実的に期間が短すぎます。</p> <p>10月下旬～11月上旬の個別対話の実施にて、VEの採否を決めて頂けるよう要望いたします。</p>	<p>VE提案事前確認書の提出後の個別対話結果を通じて、VE提案審査結果を正式にお伝えすることはできません。ただし、VE提案事前確認書の提出を受けて、個別対話を実施した結果を踏まえて、「VE提案に関する事前確認結果通知書」をVE提案事前確認書提出事業者に通知することとします。</p>
14	実施方針	9	第3-3-(1)-イ	<p>【同種事業および類似事業の定義】中、○類似事業にある「公共施設」の定義（具体的な建物用途等）を御教示ください。</p> <p>（民間の学校などの実績は含まれますでしょうか）</p> <p>（質問の意図：参加資格要件の確認のため）</p>	<p>この場合の、「公共施設」とは、国または地方公共団体が発注者である施設を指します。そのため、ご質問の民間の学校の実績は含まれません。</p>

15	実施方針	12	第3-3-(2)- ②-ア-(ア)- e	構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、 機械設備設計主任技術者、造園設計主任技術者に ついて、それぞれ兼務は可能でしょうか。 (ex.電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任 技術者の兼務) (質問の意図：参加資格要件の確認のため、また人 員配置の検討のため)	電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のみ兼務 を可とします。
16	実施方針	12	第3-3-(2)- ②-ア-(ア)- e	電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術 者の兼務は可能ですか。	No15の回答をご参照ください。
17	実施方針	12	第3-3-(2)- ②-ア-(ア)- e	造園設計主任技術者の定義（資格）をご教示願いま す。	特に資格は求めません。
18	実施方針	12	第3-3-(2)- ②-ア-(ア)- e	設計者の有資格者の条件として、構造設計主任技術 者、電気設計主任技術者、機械設備設計技術者には それぞれ、構造・設備設計一級建築士、又は一級建築 士、建築設備士、との条件がありますが、造園設計主任 技術者については、特に記載されておりません。一級建 築士にて代用可能なのでしょうか。	No17の回答をご参照ください。
19	実施方針	14	第3-3- (2)-②-イ- (ア)-f	建築施工、電気設備施工、機械設備施工、の各分野 について～担当技術者を各1名以上配置（兼務可） とありますが、兼務の方法をご教授下さい。例えば、各担 当技術者は現場代理人や監理技術者と兼務可。電気 設備、機械設備技術者は兼務可など。	担当技術者同士の兼務を可としたものであり、担当技術者は現場 代理人や監理技術者との兼務は不可とします。

20	実施方針	14-15	第3-3-(2)-②-イ-(イ)-b/d	JVに関して、電気及び管に係る市内A級の企業とのJVが可能で、その場合、甲型JVでも乙型JVでも構わず、その構成員比率は10%以上との認識でよろしいのでしょうか。	御理解の通りです。
21	実施方針	20	第3-4-(8)	入札説明書等に関する回答の公表について、「質問者の…を除き、…、個別に回答は行わないものとする。」とありますが、除外された質問に対して、個別に回答が得られないのでしょうか。	質問に対する回答については、除外理由に当たらない限りは基本的には公表することを原則とします。除外理由に当たり公表されない回答に限り、個別に回答する場合があります。
22	実施方針	21	第3-4-(9)	個別対話にてなされた、「入札参加者の特殊な技術やノウハウ等～」に関しては、公表はされないが、個別にその質問企業のみ回答されるという認識でよろしいのでしょうか。	No21の回答をご参照ください。
23	実施方針	21	第3-4-(9)-エ	VE提案に関する事前確認書を提出した場合、提案内容が他社などへ伝わる恐れはないのでしょうか。また提出した提案について不可の判断となった場合は、正式なVE提案審査時に提出する「VE提案書」に記載出来ないことになるのでしょうか。 (質問の意図：事前提案をすることで、不利益にならないのか)	VE提案に関する事前確認書の内容が他社に伝わることを防ぐよう厳重に管理致します。 VE提案事前確認及び個別対話の目的は、市として望ましいVE提案が、正式なVE提案審査時に御提出いただける可能性を高めるために実施するものです。 VE提案に関する事前確認書及び個別対話の結果を踏まえて、「VE提案に関する事前確認結果通知書」をVE提案事前確認書提出事業者に通知することを予定しております。当該通知により、VE提案採否が正式決定されるわけではありませんが、当該通知において「市として望ましくない、課題・懸念がある」旨を示すことを予定しています。 「VE提案に関する事前確認結果通知書」において、「市として望ましくない、課題・懸念がある」とされたVE提案事項を正式なVE提案審査時に提出することを妨げるものではありませんが、VE提案事前確認及び個別対話プロセスを経る目的を熟慮いただき、適切に御判断ください。

24	実施方針	24-25	第3-5-(1)-ウ	<p>VE提案の目的の中で、(ウ) 施工計画の合理化の項目で、「効果的なローリング・仮設計画」とありますが、P25の(ウ)ではローリングの順序の変更～大きな変更を伴うローリングの変更は不可とする」とありますが、それ以外の「効果的なローリング」とは下記以外は不可のお考えでしょうか。</p> <p>庇設置の工法等の変更に伴う、1次建設工事と2次建設工事の工事範囲の一部の変更や、ステップ1～2の仮設・盛替え工事の範囲・手順等の変更、仮設を含む工事区画の変更等については、可とする。</p>	<p>各ステップに関わらず工事範囲の変更は、守山市と協議の上、既存庁舎の運営（駐車場・駐輪場台数、倉庫面積、ゴミ置き場への収集業者のアクセス、引越時期等の移転計画等を含む）や別途工事で行う既存庁舎等の解体撤去、外構工事に影響・支障がない範囲であれば、若干のステップの変更を可とします。</p> <p>ただし、青年会議所の移転時期は要求水準書の通りとします。</p> <p>具体的な工事範囲の変更提案については、VE提案に関する事前確認書に記載し提出してください。</p> <p>なお、新館バルコニー下を工事中の仮の駐輪場として利用する予定です。</p>
25	実施方針	25	第3-5-(2)-ア-(ア)	<p>基本設計図「E. 建替計画図」に示す「ステップ1」から「ステップ7」について公表をお願いします。</p>	<p>希望者に貸与された、基本設計図書別紙3「建替計画詳細図」をご参照ください。</p>
26	実施方針	26	第3-6-(2)	<p>VE提案審査に関して審査委員会を設置するとありますが、4ページでは基本設計事務所がコストマネジメントの役割を担う、プロジェクトマネージャーがコスト管理について支援するとあります。VE提案については、審査委員会のみによるものと考えてよろしいでしょうか。あるいは、基本設計事務所・プロジェクトマネージャーも入った審査会とされるのでしょうか。</p>	<p>審査委員会の委員構成は実施方針提示の通りであり、基本設計者およびプロジェクトマネージャーは審査委員会の委員ではありません。基本設計者およびプロジェクトマネージャーは、審査委員会事務局を支援する立場として、審査委員会に出席を予定しています。</p>
27	実施方針	27	図表3	<p>入札書の入札価格には分離発注工事分は含むものとするものでしょうか。含む場合、分離発注分の工事が入札不調となるような事態が起こった場合の対応、責任の所在についてお考えをお示しください。</p>	<p>入札価格は、DB事業者が実施する業務の対価であり、市が別途発注する工事分は含みません。</p>

28	実施方針	28	第3-6-(3)	審査の具体的な内容については、入札公告時に公表する入札説明書に添付する落札者決定基準において提示する、とありますが、できる限り早い段階での基準の提示をお願い致します。	実施方針に記載の通り、入札公告時に公表する入札説明書に添付する落札者決定基準において提示します。
29	実施方針	28	第3-6-(3)-ア	VE提案審査結果にて採用の場合、金額は技術評価点には影響があっても、入札金額については、あくまでも基本設計による見積金額として提出するのでしょうか。又は採用VEの金額を入札金額から減額した入札金額とするのでしょうか、御教示ください。 (VE提案金額算定の清算見積が必要になるのかなどを確認したい)	VE提案審査結果にて、採用されたVE提案を見込んだ入札金額としてください。
30	基本設計書 その1	4	A-02-2-(1)	防火対象物の別で「16項イ」=複合用途防火対象物とありますが、具体的な構成をご教示ください。 例 カフェ：第3項口 飲食店 多目的ホール：第1項口 集会場 その他：第15項 事務所等	多目的ホール部：1項口、それ以外：15項 ただし、関係各課協議の上、行政指導がある場合はその指導に拠ることとします。
31	基本設計書	15	C-01-1	井水利用ですが、既存でも井戸があるのであればその位置、水質、水量等をご教示ください。	既存井戸の位置および水質については、既存井戸に関する資料（参考資料13「既存井戸の位置および水質」）を先の貸与資料に加え、追加で貸与します。 なお、既存井戸は、深度は管天-36.2mに対し、自然水位は管天-4mとなっています。(H28.12時点)
32	基本設計書 その2	15	C-01-2	ZEB Readyを目指すに当たり、参考に既存庁舎の電力デマンド、電気使用量、水道使用量、井水使用量、都市ガス使用量、LPガス使用量、重油使用量等をご教示ください。(各月毎で一年分)	既存庁舎における電力、水道、井水、LPガス、重油の各使用量等に関する昨年度実績資料（参考資料14「既存庁舎における電力、水道、井水、LPガス、重油の使用量実績」）を先の貸与資料に加え、追加で貸与します。

33	基本設計書 その2	25	E-概略工事 工程(案)	ステップ2の先行解体撤去について、2-1,2-2,2-3の3段階とする内容について公表をお願いします。	希望者に貸与された、基本設計図書別紙3「建替計画詳細図」をご参照ください。
34	基本設計書 その2	25	E-概略工事 工程(案)	工程について、事業者が行うもの、市が行うもの、分離発注の地元企業が行うものの区別がわかりやすい事業スケジュールの提示はいただけないのでしょうか。	入札公告時に公表する資料に反映します。
35	基本設計書 その2	27	F-概算工事 費	什器・備品・LAN工事については、事業者の業務範囲外と理解して良いですか。	什器・備品については、御理解の通りです。 LAN工事については、希望者に貸与された、基本設計図書別紙1「施設整備水準一覧」に記載されている一部の業務（必要箇所の情報受口の配管敷設等）はDB事業者の業務であり、それ以外は、ご理解の通り、DB事業者の業務対象外です。
36	基本設計書	-	-	要求水準補足図 A建築計画図、B構造計画図、C1電気設備図、C2C3機械設備のCADデータを貸与いただきたくお願い致します。	貸与可能なCADデータは、入札公告時に貸与できるようにします。
37	基本設計図書別紙3_建替計画詳細図	-	-	既存と新築建屋が近接しているため、正確に各建物位置を把握して具体的な検証するために、CADデータでの提供を頂けないでしょうか。	No36の回答をご参照ください。
38	基本設計図書別紙3_建替計画詳細図	-	-	ZEB Ready取得のための概算計算結果がありましたら頂けないでしょうか。	実施設計で確定した仕様にて計算を行うこととします。

39	事業スケジュールおよび発注区分	-	発注区分図	<p>インフラの盛り替え、仮設バイパス等、分離発注した場合には取り合い工事において不都合が出る可能性が大きいと考えますが、リスク分担に関してはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>HPに公表した資料（参考資料：業務スケジュールおよび発注区分）に記載のとおり、インフラの盛り替え、仮設バイパス等はDB事業者の工事範囲内です。</p> <p>そのため、ご指摘の不都合が生じないように、DB事業者のリスクで実施設計・施工するよう、希望者に貸与された要求水準書（案）「第4-2(1)②インフラ盛り替え・仮設工事」等において、DB事業者が実施すべき事項を記載しています。</p>
40	業務スケジュールおよび発注区分について	-	発注区分図	<p>外構エリアBの新築庁舎沿いの分部等、工事区分を変更する事により施工効率の向上等が大きく考えられる部分については、変更の検討は可能でしょうか。</p> <p>（外構エリアBで工事中も使用される施設の別場所への配置も含め）</p>	<p>既存庁舎の運営（駐車場台数、倉庫面積等含む）や引越スケジュールに影響・支障がなく、DB事業者の業務範囲を単純に狭めるものでなく、また、施工効率の向上に資する場合は、変更の提案は可能です。</p> <p>詳細については、VE提案に関する事前確認書に記載し提出してください。</p>
41	業務スケジュールおよび発注区分について	-	発注区分図	<p>敷地東側にあるバス車庫（N O S A I 滋賀南部支所の隣）の解体時期は新庁舎完成後となるのでしょうか。</p> <p>今後の検討で事前解体が出来、DBエリアとして使用が出来るのであれば大通りからの工事車両進入が考えられ、工事車両の搬出入も可能と思われ安全性及び、近隣に対する騒音の軽減にも繋がります。</p> <p>多少の区分変更は可能でしょうか。</p>	<p>No40の回答をご参照ください。</p>

45	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	1	入居者が機器警備、インターネット環境等設備を独自利用できる対応	事業費の別途の欄に○がありますが、DB事業者の工事範囲は※1配管のみと考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。
46	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	2	消火器(設置台共)	工事関係・発注区分のDB事業者の欄及び別途工事の欄に○があります。DB事業者工事となるのか別途工事となるのかご教授お願いします。	DB事業者業務範囲において必要となる消火器設置はDB事業者にて実施してください。別途工事の欄の「○」は車庫棟2等の別途工事において必要となる消火器設置を指しています。
47	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	2	来庁者・公用車・駐車場管制設備	工事関係・発注区分のDB事業者の欄と別途工事の欄に○(※1)があります。DB事業者の工事範囲は駐車場管制設備の配管のみと考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。 なお、基本設計図書別紙4「工事区分表(発注区分の別)」をわかりやすく修正しましたので、先の貸与資料に加え、追加で貸与します。
48	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	2	マンホールトイレ	事業費の別途に○がありますが、DB事業者の工事範囲は※1の埋設配管などインフラ範囲と考えて宜しいでしょうか。また、マンホールトイレの本体は別途と考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。
49	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	2	入退室管理設備(電気錠制御機器等含む)	事業費の別途の欄に○がありますが、DB事業者の工事範囲は※1配管・配線・機器本体取付と考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。

50	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	2	情報通信設備(WI-Fi、インターネット、有線LAN、テレビ共同受信設備等)	工事関係・発注区分のDB事業者の欄と別途工事の欄に○(※1)とあります。DB事業者の工事範囲はテレビ共聴の受口設置及び配管工事と考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。なお、テレビ共聴設備は受口及び受口までの機器・配線も工事範囲対象とし、テレビ共聴設備以外は配管のみ工事対象範囲とします。
51	基本設計図書別紙4_工事区分表(発注区分の別)	2	構内交換設備(電話交換機、固定電話、電話配線)	工事関係・発注区分の別途工事の欄に○(※1)があります。DB事業者の工事範囲は配管・停電時多機能電話機器及びFAX用配線と考えて宜しいでしょうか。	御理解の通りです。なお、基本設計図書別紙4「工事区分表(発注区分の別)」をわかりやすく修正しましたので、先の貸与資料に加え、追加で貸与します。
52	基本設計説明書別紙施設整備水準一覧	2、3、4	③内装計画 ④各室計画	③-16. 「遮音性が求められる室は、天井内を含め適切な遮音性能を確保した壁仕様とすること」 ③-17. 「遮音性が求められる室の遮音性能数値目標については、実施設計において協議を行ったうえで、その数値目標に基づいた計画を行うこと。」 ③-18. 「移動間仕切の遮音性能は、当該室の遮音性能に準じること、天井裏の遮音対策も施すこと」 ④-22. 移動間仕切りは他の室への遮音性確保に特に配慮すること。 ④-45. 議場は遮音性・吸音性に特に配慮した仕様とすること。 ④-46. 銀員控室は間仕切りは遮音性に特に配慮した仕様とすること。 とありますが、基本設計時点の各室の数値目標、耐火遮音間仕切り壁の種別図等をご教示願います。	議場、多目的ホール以外については、日本建築学会による遮音性能基準D-45程度とし、議場、多目的ホールについては、同基準D-50程度としてください。

53	要求水準書 (案)	23	イ 積算	工事費内訳明細書を最新版の公共建築工事積算基準および土木工事積算基準に準じて作成し提出することとありますが、弊社仕様の内訳明細書でよろしいですか。	御社仕様の内訳明細書の内容を確認し協議により決定します。
54	要求水準書 (案)	29	オ 起工式 の実施	起工式（事業者負担）の想定規模をご教示願います。	起工式の参加人数は100名程度を予定しています。テント等の調達・設営等についてお願いするものです。
55	要求水準書 (案)	31	ア 電波障 害調査	7/20に貸与のあった基本設計図書書は、【参考資料12】テレビ電波受信障害発生予想机上検討書に基づき、問題ないとして作成されたものとして判断してよろしいでしょうか。	基本設計図書別紙1 施設整備水準一覧（4）電気設備計画 ㊟電波障害対策 に記載のとおり、事業者が適切に電波障害対策を実施してください。
56	要求水準書 (案)	36	第4-3- (2)-c	瑕疵担保検査の結果、施工上の瑕疵が確認された場合、事業者の責任および費用により当該瑕疵を補修しなければならないものとする。とありますが、機械機器など一般的に1年保証の物は除かれると考えてよろしいでしょうか。 (質問の意図：機器の保証は1年しか出ない為)	ご質問の事項は、施工上の瑕疵には該当しないものと考えられます。施工上の瑕疵に該当しない場合には御理解の通りです。

57	別添資料3-2 要求水準補足図 A建築計画図	-	-	<p>基本設計図として仕様のわかる図面を提示していただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部仕上表 ・間仕切り種別図 ・防水、断熱範囲図 ・耐火被覆の仕様・範囲 ・サッシ廻り詳細図（ブラインドボックス・額縁の仕様、範囲） ・サイン図、サインプロット図 ・建具リスト、キープラン（ガラス厚、WH） ・外構詳細図 ・建物の雨水排水計画図 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部仕上表 <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準補足図の立面図各図をもとに実施設計において適切に設計してください。 ○間仕切り種別図 <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計図書別紙2 各室諸元表をもとに実施設計において適切に設計してください。 ○防水、断熱範囲図 <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計図書別紙1 施設整備水準一覧等をもとに、実施設計において適切に範囲を設定してください。 ○耐火被覆の仕様・範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計図書別紙1 施設整備水準一覧等をもとに、実施設計において適切に設計・範囲設定を行ってください。 ○サッシ廻り詳細図（ブラインドボックス・額縁の仕様、範囲） <ul style="list-style-type: none"> ・ブラインドボックス・額縁の仕様については、入札公告時の矩計図に記載する予定です。 ・範囲については、基本設計図書別紙2 各室諸元表をもとに実施設計において適切に設定してください。 ○サイン図、サインプロット図 <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告時に追加資料を添付予定です。 ○建具リスト、キープラン（ガラス厚、WH） <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計図書別紙1 施設整備水準一覧等をもとに、実施設計において適切に設計してください。 ○外構詳細図 <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準補足図 外構図各図をもとに実施設計において適切に設計してください。 ○建物の雨水排水計画図 <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準補足図 平面各図、屋根伏図および基本設計図書別紙1 施設整備水準一覧 (2) 建築計画 ②外装計画 13、14 等をもとに、実施設計において適切に設計してください。
----	------------------------	---	---	--	---

58	要求水準書 ／ 参考資料 4	26	2-(1)-①	先行解体撤去対象施設の構造図を提示していただけないでしょうか。	既に公表している資料以外には、入札公告時に、シルバー人材センター南棟について現存する資料を開示する予定です。その他に公表可能な資料はございません。
59	参考資料／ 【参考資料 5】地中埋設物状況図	衛生機器リスト、配置図		NOSAI滋賀からの排水ルートが既存建屋側へ来ていますが、どのような取扱いとなりますか。新築後も市庁舎敷地内を通るルートで問題はありませんか。	現時点では関係課との事前協議の結果、現時点では、新築後も現況と同様に本敷地内を通るルートとしますが、詳細には、実施設計段階において関係各課と本協議を実施し、その結果を踏まえて、計画を行ってください。
60	-	-	-	新築工事の期間中、工事時間等の近隣制約はあるのでしょうか。 (工事開始、終了時間・土曜日、祝日等)	希望者に対して貸与された要求水準書（案）第4-2(3)「施工業務」をご参照ください。
61	-	-	-	既存庁舎の議場、市長室、応接室、バックヤード（機械室等）の見学の機会をいただきたく、お願い致します。	議場、市長室、応接室については、入札公告時に写真にて提供し、バックヤード（機械室）については、入札公告後に見学の機会を設けます。
62	基本設計説明書	53	G.概算工事費 財源の見通し	びわ湖材補助金に係る経費の考え方についてご教示ください。	財源見通しの12百万円は基本設計時点の補助金要綱を踏まえた財源計画であり、現時点では同要綱が改正されています。 現時点では、びわ湖材活用に係る補助金は、最大500万円/年（補助率2/3）のため、元請事業者は納入業者に対し750万円/年以上の発注を行う必要があります。 なお、補助要綱の改正により複数年に渡る活用が可能となったため、2か年分の経費を見込むこととしてください。